不動産投資市場の更なる発展に向けて

資料－2①

急速に成長してきた不動産投資市場が今後、安定的に発展するためには
どのような市場を目指せばよいのか。

リスクとリターンの透明性の高い、幅広い投資家が安心して参加できる市場

＜情報提供方策の推進＞

○金融商品取引法と宅地建物取引業法の**情報提供内容の共通化**

○社会情勢に応じた**情報提供内容の適時見直し**

＜ER関連方策の推進＞

○ERの活用促進のため**ER作成基準の標準化**

○ER評価のため開示書類における**ER概要やER作成機関名の公表**

良質な不動産を生み出しバリューアップを促進する市場

＜年金等長期投資資金の導入＞

○物件の選定から管理まで一貫して運用責任を果たせる**「一任サービス」に係る制度の確立**

○**不動産投資インデックス**の整備

＜投資対象不動産の適正管理のための業者の質の向上＞

○PMの不動産管理業務の**統一マニュアル**の策定

○AMとPMの情報交換や業務分担等に関する**モデル契約約款**の作成

○PM業務の**客観的評価基準**の作成

物件・資金・人材が円滑に展開し自立的に発展する市場

○資金を円滑に展開させるため、地方部での投資に馴染みやすいシンプルなスキームである**不動産特定共同事業の改善**（※）

○地方不動産市場の自立的な発展を後押しするため、専門家の育成、スキーム組成コストの低減等を支援する**活性化施策を検討**

（※）不動産特定共同事業法については、プロ投資家に対する規制の見直しについても検討を行う。